

かすみがうら市議会総務委員会会議録

令和元年11月18日 午前 8時53分 開 議

出 席 委 員

委 員 長	川 村 成 二
副委員長	宮 嶋 謙
委 員	鈴 木 良 道
委 員	来 栖 丈 治
委 員	櫻 井 健 一

欠 席 委 員

な し

出 席 説 明 者

市 長 公 室 長	辻 和 徳
総 務 部 長	小松塚 隆 雄
参 事	木 村 俊 夫
政策経営課長	槌 田 浩 幸
総 務 課 長	坂 本 重 男
検査管財課長	貝 塚 裕 行
企 画 監	大和田 浩
企 画 監	豊 崎 伴 之

出 席 書 記 名

議 会 事 務 局 澤 田 幸 一

議 事 日 程

令和元年11月18日（月曜日）午前 8時53分 開 議

1. 開 会

2. 事 件

- (1) 会計年度任用職員制度について
- (2) かすみがうら市地域防災計画の変更について
- (3) 建設工事に係る最低制限価格設定方法の改正について
- (4) 施工時期等の平準化の取組みについて
- (5) かすみがうらウェルネスプラザ及び地域福祉センターやまゆり館の指定管理者公募状況について
- (6) かすみがうら市地域公共交通再編実施計画の一部見直しについて
- (7) その他

3. 閉 会

開 議 午前 8時53分

○川村成二委員長

おはようございます。

定刻前ではございますが、傍聴申し出もございませんので、皆さんおそろいですので、委員会を始めさせていただきますと思います。

委員の皆様には、お忙し中、お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまの出席委員は5名で、会議の定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

それでは、ただいまから総務委員会を開きます。

書記を指名します。

議会事務局、澤田係長を指名いたします。

本日の日程は、会議次第のとおりであります。

それでは、早速、本日の日程事項に入ります。

初めに、(1) 会計年度任用職員制度についてを議題といたします。

説明を求めます。

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

おはようございます。よろしくお願いいたします。

最初に、来年4月から導入することになります会計年度任用職員制度の概要について、ご説明を申し上げます。

なお、関連の議案は第4回定例会に提出をすることとしております。ご理解賜りますようお願いいたします。

詳細は、坂本総務課長からご説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○川村成二委員長

総務課長 坂本重男君。

○総務課長（坂本重男君）

それでは、私から説明をさせていただきます。

資料に基づきまして、説明をさせていただきます。

まず、要旨でございます。

地方公務員法及び地方自治法の一部が平成 29 年 5 月に改正されまして、令和 2 年 4 月から地公法の守秘義務、職務専念義務などの服務規定が適用される一般職の非常勤職員として位置づけられる会計年度任用職員制度が導入されることとなります。これにより、市に勤務する非常勤特別職の多くを地公法の服務規定が適用される一般職の会計年度職員として設置する必要がございます。

また、これまで臨時的任用とされておりました臨時職員についても、任期や手当の支給、休暇など処遇面で大きく改善されることとなるものでございます。

次に、2 の内容でございます。

1 点目、地公法及び地方自治法の改正概要といたしまして、制度移行イメージを整理しております。現行の非常勤特別職の職務は、特定の学識・経験を必要とする職、補助的・定型的業務、専門的業務を行う職として規定されておりましたが、改正後は、非常勤特別職は専門的な知識・経験を有する者がつく職に限定されることとなります。また、補助的・定型的業務、専門的業務を行う職は、会計年度任用職員として区分されます。

また、現行の嘱託職員、臨時職員の職務は、臨時的・補助的業務や欠員代替等を行う職として規定されておりましたが、改正後については、補助的・定型的業務や常時勤務を要する職以外の職を行う者は、会計年度職員へ移行することとなるものでございます。

法の改正としましては、地方公務員法第 3 条第 3 項第 3 号及び第 22 条が改正されるとともに、会計年度任用職員の規定としまして、第 22 条の 2 が新設されることとなっております。

このようなことで、現在、市で任用している非常勤特別職の一部の職は、一般職である会計年度任用職員へ移行することとなるものです。

具体的には、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例で、別表第 1 の執行機関及び附属機関の職は現行どおりでございますが、補助機関の職の中で、家庭児童相談員などの労働性の高い各種相談員や指導員などの職は、会計年度任用職員へ移行することとなります。

また、行政区長や青少年相談員などの勤務の形態のない職については、謝礼での対応ということに区分されるものです。

次に、(2) の本市における会計年度任用職員の制度概要でございます。

1 の任用につきましては、会計年度ごと、原則として公募によりまして選考し、任用する者を決定いたします。

2 の勤務時間等につきましては、条例では、フルタイム会計年度任用職員とパートタイム会計年度職員を規定することとしておりますが、本市の運用としましては、週当たり 35 時間を上限とするパートタイムの短時間勤務での運用とするよう予定をしております。

3 の服務等でございます。地方公務員法上の守秘義務や服務規律等が適用されることとなります。

4 の報酬でございますが、こちらについては、職務や業務の困難度等により、一般職員との均衡を考慮して決定することとなりまして、一部の職員以外は常勤職員の給料表の 1 級のうち、対応する号給を基準としまして、報酬を決定することとなります。

5 の期末手当でございます。支給条件を週の勤務時間 15.5 時間以上、任用期間 6 カ月以上としまして、その条件を満たした場合に支給することとなります。これまで臨時職員等については、この期末手当は支給がありませんでしたが、こちらが大きな改善面となっております。

なお、支給月数は、一般職の非常勤職員と同様となりまして、現行では年間 2.6 月を予定しており

ます。

6の休暇でございます。年次有給休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間休暇など、基本的には国の制度に準じた内容として、予定してございます。

次に、3の令和元年第4回定例会への提案予定の条例でございます。

令和2年4月の制度導入に向けまして、関係する条例を制定する必要があるとして、第4回定例会へごらんの2本の議案の提出を予定しております。

上の新規制定の条例では、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例でございますが、こちらは、会計年度職員に報酬と期末手当を支給することのほか、報酬額の決定、支給方法、各種手当に相当する報酬の支給、費用弁償等について定めることとなります。

また、下の整備条例でございます。

こちらは地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例となります。会計年度職員制度の導入に伴いまして、会計年度任用職員に係る勤務条件などについて、ごらんの9本の条例を必要な措置を講じるため、各条例の一部を改正することとして予定をさせていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

説明については以上でございます。

○川村成二委員長

以上で、説明が終わりました。

ただいまの件につきまして、ご質問等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

ご質問等はございませんか。

来栖委員。

○来栖丈治委員

関係条例の整備の中で6番、かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬、これを改善すると、今までの、その条例で制定されている人たちが会計年度職員のほうに移行するという割合はどの程度か。いわゆる今までの条例に残る人たちはどれくらいかというようなことがわかっていたら、確認したいと思います。

○川村成二委員長

総務課長 坂本重男君。

○総務課長（坂本重男君）

先ほどご説明いたしました非常勤特別職の条例の別表でそれぞれの職を規定しております。その中で補助機関の職員というようなことで、選挙関係の非常勤特別職や行政区長、後は、先ほど申し上げましたように生活保護相談員とかそういった相談員の方が、さらには校医というような幅広い職が設定されておりますが、今回の規定によりまして、非常勤特別職のうち労働制の高い職、こちらが会計年度任用職員へ移行するようなことで予定しております。

比率はちょっと、区長とか人数が多い部分もあるものですから、人数は今整理していないんですが、こちらの労働制の高い非常勤特別職から会計年度任用職員へ移行する人数としましては26人です。そのほか、嘱託職員、こちらも現在、非常勤特別職の嘱託職員として雇用している方が13名ほどございます。こちらの方も会計年度任用職員へ移行するような人数となっております。

以上です。

○川村成二委員長

そのほかございますか。

暫時休憩します。

休 憩 午前 9時04分

再 開 午前 9時20分

○川村成二委員長

会議を再開いたします。

説明をいただいたんですが、非常勤特別職が今度の制度によって分かれることになりましたが、いま一、その非常勤特別職の内容等、まだ十分理解できませんので、簡単に説明していただきたいと思います。

総務課長 坂本重男君。

○総務課長（坂本重男君）

それでは、ご説明いたします。

今回の非常勤特別職から会計年度任用職員への移行に関しましては、地方公務員法3条3項第3号で規定されている非常勤特別職の方の整理を行うというようなことです。その中で、選挙関係の非常勤特別職等については、これまでの3項3号に規定する職として残りますが、生活保護相談員とか、労働性の高い一部の非常勤職員については、会計年度任用職員へ移行をするというものです。

また、これまで3項3号の中には、行政区長なども規定されてございましたが、こちらについては、専門性も高い職でもないというようなこともありまして、また、労働性もないというようなことで、こちらのような方については、有償ボランティアへの移行とすることとして整理されております。

この区分については、非常勤特別職の関係条例の中で、別表にて、補助機関の職員として規定をされております。その職の制度移行後の職につきましては、改めて整理させていただいた中で、あす、全員協議会で議案の説明がございますので、そのときに整理した資料を参考資料として提出させていただいて、説明をさせていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○川村成二委員長

そのほかございますか。

宮嶋委員。

○宮嶋 謙委員

（2）の任用について伺いたいのですが、基本的には会計年度ごとで、原則として公募により、その都度任用するということですが、年度をまたぐような臨時的な仕事とか、あるいは年度が変わっても、前の経験が生かせるようなものもあると思うんですね。そういうものについてはどのような対応になるのでしょうか。

○川村成二委員長

総務課長 坂本重男君。

○総務課長（坂本重男君）

任用の関係につきましては、これまで臨時職員につきましては6カ月を上限とする任用と規定されておまして、延長で6カ月間は可能でした。そういったものが今回の会計年度任用職員については、年度ごとの任用が可能ということで、1年を上限としての任用となります。

また、1年ごとに公募等によって新たな任用となりますが、職の状況に応じては、同一の方が2年目も雇用は可能となっておりますので、そういった中では、経験を重ねて雇用をするというものも認められる制度でございます。

○川村成二委員長

宮嶋委員。

○宮嶋 謙委員

報酬も上昇しますか。

○総務課長（坂本重男君）

その再雇用の関係に関しましては、報酬はこれまで臨時職員、非常勤特別職については、何年雇用されても昇給等の考えはございませんでしたが、今回の会計年度任用職員の制度につきましては、一般職に準じた職に移行するというようなことで、再度の雇用の場合は昇給も可能というようなことでございます。

ただし、こちらの昇給については、市町村それぞれの職の状況を考慮して、一般、通常の我々行政職、一般職については毎年規定の昇給が可能ですがございますが、こちらの会計年度任用職員については、補助的な業務が主であるということで、上限を設けて対応することが考慮されますので、当市においても、その職に応じて昇給の上限は定めながら対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○川村成二委員長

そのほか、ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

それでは、ご質問等もないようですので、本件を終結いたします。

次に、（２）かすみがうら市地域防災計画の変更についてを議題といたします。

説明を求めます。

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

それでは、かすみがうら市地域防災計画の変更について、ご説明を申し上げます。

市の防災会議を開催いたしまして、今般、計画の変更となりました。今回は、その変更内容についてご報告、ご説明申し上げたいと思います。

詳細は、11月から危機管理担当企画監として総務課に配置をされました大和田企画監からご説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○川村成二委員長

企画監 大和田 浩君。

○企画監（大和田 浩君）

よろしくお願いいたします。

地域防災計画の変更についてご説明申し上げます。

資料のかすみがうら市地域防災計画の変更についてをごらんください。

地域防災計画につきましては、災害対策基本法第42条の規定に基づき、平成19年4月に策定し、その後、随時改定を行ってきたところですが、今般、国の避難勧告等に関するガイドラインの改定に伴うものなど、変更が要される箇所が生じたため、変更を行ったものであります。

計画の変更につきましては、9月30日にかすみがうら市防災会議を開催し、地域防災計画の変更について協議を行い、計画を変更することとし、さらに県知事に報告をしましたので、その内容をご報告させていただくものであります。

この資料では、変更する主な内容を整理しております。

なお、各項目に記載しております数字につきましては、次ページ以降の改定内容を整理しております改定表のページを、また、括弧内の数字は地域防災計画の新しいページを記載しておりますので、よろしくお願いします。

まず、1項目の共通事項としまして、本年4月の市組織改編による部署名の変更に伴い、災害対策本部の組織中の担当課名を変更しております。改定表では2ページから4ページ、10ページから12ページに関連があります。具体的には、地域未来投資推進課が部外組織から市長公室に改編したことによるものであります。

次に、2項目、風水害対策の変更です。

この変更は、平成31年3月の国の避難勧告に関するガイドラインの改定に伴うもので、このたびの大雨で水害や土砂災害の危険が予測される際、これまでの避難勧告などの避難情報等に加え、ことしの出水期から5段階の警戒レベルを用いた避難情報として発令するものとなりました。

参考資料1に避難発令基準等の現行と警戒レベル導入後の比較を示しておりますので、ごらんください。

気象庁が注意報などを出している警戒レベル1から2については、住民みずからが最新の気象情報に注意し、避難場所や経路を確認したりする段階と位置づけられております。そして、レベル3から5は、実際に避難行動をとる段階となります。避難準備・高齢者等避難開始は、警戒レベル3として発令し、避難に時間を要する高齢者等の避難を求めます。

次に、避難勧告は、警戒レベル4として発令し、全員に安全な場所への避難を促します。さらに災害が発生するおそれが極めて高い状況等で緊急的、または重ねて避難を促す場合などにも警戒レベル4、避難指示（緊急）として発令し、全員に避難を促します。

最後に、既に災害が発生している状況として、警戒レベル5、災害発生情報を発令し、命を守る最善の行動をとるよう訴えるというものとなっております。

また、この国のガイドラインを基本として、県においては、同年5月に避難勧告等の発令に係る基本的考え方を示しました。

参考資料2の避難勧告等の発令に係る基本的な考え方をごらんください。

この内容であります、1の発令基準の明確化において、市町村が避難情報を発令する際には、ちゅうちょなく避難発令ができるよう、できるだけ具体的な数値や危険度分布を発令基準に設定するということが記載があります。

また、2の早期の発令においては、避難準備時間や避難時間の確保を考慮するということが、避難勧告等を早期に発令することの記載があります。具体的には、(1)にあるように、夜間から早朝までに強い降雨等が予測される場合には、昼間の時間帯に避難準備・高齢者等避難開始や避難勧告等を発令することや、裏面に移りますが、(3)線状降水帯など異常な降水が予想される場合には、気象庁が発表する気象情報に注意を払い、早期に避難勧告等が発令できるよう準備することなどが基本的な考え方として示されました。

これらを踏まえ、市地域防災計画、風水害対策で規定される発令基準等についても、警戒レベルの追記や具体的な数値や危険度分布を用いた発令基準等の見直し、また、職員の動員体制の基準の見直し等を行ったものとなります。

それでは、変更する主な内容の2項目、風水害対策の変更内容について説明します。

初めに、動員計画、職員動員体制の基準の見直しについてです。

改定表では1ページ及び5ページとなります。

改定表の5ページで説明をします。

今回の変更箇所の赤字の部分をごらんください。

具体的には、警戒体制（第1）に②として「大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害に関するメッシュ情報で「実況または予報で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達」のとき」を追記しました。そして、そのときの配備人員として、「避難所開設運営の担当課」を追記しました。

また、警戒体制（第2）には、②として「土砂災害警戒情報があつたとき」、③として「土砂災害に関するメッシュ情報で「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達」のとき」を動員体制の基準に追記しました。

次に、変更する主な内容の2項の2つ目、水防計画、防災行動計画タイムラインについてです。

改定表では6ページから7ページに関連があります。

こちらは、タイムライン中、記載している避難勧告等の避難情報の前に、それぞれ警戒レベル3、警戒レベル4、警戒レベル5を追記したものです。

次に、3つ目の避難計画中、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の発令基準の見直しですが、改定表の8ページをごらんください。

風水害時、避難の準備、勧告、または指示を発令する場合は、気象情報や河川情報などを指標として発令基準を定めているところです。具体的には、警戒レベル3、避難準備・高齢者等避難開始の発令基準に②として「河川がはん濫注意水位（霞ヶ浦：2.1m、恋瀬川：3.0m）到達、または、はん濫注意水位到達を予測できる場合。」、③として「大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害に関するメッシュ情報で「実況または予報で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達」の場合。」を追記しました。

次に、警戒レベル4、避難勧告の発令基準に③として「土砂災害に関するメッシュ情報で「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達」の場合。」、④として「河川が避難判断水位（霞ヶ浦：2.5m、恋瀬川：3.7m）到達、または、避難判断水位到達を予測できる場合。」としました。

次に、警戒レベル4、避難指示（緊急）の発令基準に②として「河川がはん濫危険水位（霞ヶ浦：2.6m、恋瀬川：4.2m）到達、または、はん濫危険水位到達を予測できる場合。」、③として「土砂災害警戒情報が発表され、かつ土砂災害に関するメッシュ情報で「実況で土砂災害警戒情報の基準に到達」の場合。」を追記しました。

そして、警戒レベル5、災害発生情報の発令基準に①として「決壊や越流等、災害が発生した場合。」、②として「土砂災害が発生した場合。」を追記しました。

続きまして、変更する主な内容の2項の4つ目、指定避難所の収容能力の修正についてです。

改定表では9ページに関連があります。

指定避難所については、災害対策基本法に基づき市町村が指定し、運営してまいりますが、災害時の被災者支援の事前準備に万全を期すため、昨年度、県では、市内全市町村に対して指定避難所等立地、住環境の総点検を実施しました。

当市におきましては、指定避難所兼指定緊急避難場所を23カ所指定しておりますが、避難者が居住するスペース1人当たり2平方メートルとして、廊下やトイレなど共用スペースを除く面積として全施設を再計算した結果、修正が生じることになったものであります。

最後に、3項、震災対策についても同様に、指定避難所の収容能力の修正を行ったものです。

改定表では13ページとなります。

また、今般、変更を行いました地域防災計画（令和元年9月最新版）の正本につきましては、別途配布させていただきました封筒の中に差しかえ用の資料をお配りしております。お手数をおかけして大変申しわけありませんが、平成27年度版に配布させていただきました地域防災計画ファイルについて、関係部分の差しかえをしていただきますようよろしくお願いいたします。

また、最新版の地域防災計画は、ホームページでも公開しておりますので、ご活用くださるようお願い申し上げます。

説明については、以上です。

○川村成二委員長

以上で、説明が終わりました。

ただいまの件につきまして、ご質問等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

ご質問等はございませんか。よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

ここで議事進行を副委員長と交代させていただきます。

<委員長交代>

○宮嶋 謙副委員長

川村委員。

○川村成二委員

説明の中に土砂災害に関するメッシュ情報を入手してという説明がございましたけれども、このメッシュ情報は、どのような形で行政としては情報を収集するのでしょうか。説明をお願いします。

○宮嶋 謙副委員長

企画監 大和田 浩君。

○企画監（大和田 浩君）

気象庁で、このメッシュ情報について情報を流しておりますので、その情報を入手しまして、それを判断基準としております。

○宮嶋 謙副委員長

川村委員。

○川村成二委員

その土砂災害に関するメッシュ情報というのは、具体的に何が数値として出てくるのでしょうか。かすみがうら市で土砂災害を注意しなければいけないエリアというのは決まっていますよね。そこは具体的に情報として入手できるのでしょうか。その辺はどのように、我々市民として、行政が情報を入手できるのかが、いまよく見えないところですので、説明をお願いします。

○宮嶋 謙副委員長

暫時休憩します。

休 憩 午前 9時40分

再 開 午前 9時46分

○宮嶋 謙副委員長

会議を再開いたします。

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

それでは、お答えいたします。

このメッシュ情報の表現でございますけれども、これは気象庁が判断をして、メッシュごとの色の表示によって公表していることを指しているものですが、具体的にこの基準の数値等が公表されているものではございませんで、視覚的に見やすいような方法で表示をしているものでございます。今後この表現の方法も、気象庁が色分けをするときの説明を書いてございますので、このような条件によって、それぞれの警報等が表示をされた場合というようなことを言わんとしているところでございますので、その辺の表現も十分考慮していきたいと思っております。また、それに対する本部の対応につきましても、万全を期していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○宮嶋 謙副委員長

川村委員。

○川村成二委員

あと、収容能力の見直しがされましたけれども、先ほどちょっと説明がありましたけれども、もう少し、何が変わったのか、基準の何がこう変わったという説明をしていただきたいのですが、お願いします。

○宮嶋 謙副委員長

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

これにつきましては、先ほど説明がありましたように県でも統一した中で、収容能力、人員を明確にしていこうという、そういう動きがございまして、それぞれの施設の廊下ですとか、トイレ、物置ですとか、いわゆる体育館でいえばアリーナ以外の部分等を除いて、実効的などといいますか、実際に収容が可能な面積で再計算していきましょうということになりました。それを踏まえて再計算したところ、このような収容人員となったところであります。

ただ、この人員につきましては、食料の備蓄の計画ですとか、さまざまな計算の基礎となります想定的人员よりはかなり上回った収容人員でございますので、定員的には問題はないというふうに考えております。

以上でございます。

○宮嶋 謙副委員長

川村委員。

○川村成二委員

今の説明でもよくわからないんですけれども、1人当たりの面積は変わっていないんですよね。要は、収容能力という面積、施設の面積を見直したということでしょうけれども、今回表示された数字は、今までの数字と比べて減ったのかふえたのかわからないんですよ。まずそこを説明していただきたいんですよ。

○宮嶋 謙副委員長

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

失礼いたしました。

今回の見直しによりまして、1人2平方メートルとして算出しているところ、実効的に使える面積が減少してまいりますので、それに伴いまして収容の人員も従前の1万291人から7,803人というふ

うに減少をしております。

○宮嶋 謙副委員長

川村委員。

○川村成二委員

今聞いてちょっとびっくりしたんですけれども、半分近く減少するということは、かすみがうら市の災害時の収容能力の根本的なところにかかわってきますよね。そうすると、そのことに対しての見直し、あるいは施設の増強等の検討は何かされているのでしょうか。

○宮嶋 謙副委員長

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

今般の件に関しまして、別の場所を指定し直してふやすということは考えてございませんが、これまでも、ここの一覧表にありますところの千代田公民館、千代田講堂、農村環境改善センター、あじさい館につきましては、廃校後の体育館の増強とか、さまざまなものを踏まえまして、従前に追加してきた経過があります。先ほど申し上げました7,803人につきましても、先ほど申し上げました備蓄等の試算のときに根拠とします被災者数の想定が人口の7.35%、県で想定してございます。そうしますと、本市の人口、4万5910人が平成10年の数値でございますので、その7.35%というと3,375人という想定になります。このあたりの想定数に比べますと、7,803人というのは倍以上でございますので、定員の的には問題ないというふうに考えております。

○宮嶋 謙副委員長

川村委員。

○川村成二委員

定数、収容能力的には問題ないということですが、かすみがうら市内全体を見たときに、エリア別で見ると、市街地ではやはり人口がふえている状況にありますので、エリア別で見たときに、果たしてその収容能力が十分なのかどうかも含めて、今後検討していただきたいと思います。

○宮嶋 謙副委員長

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

了解いたしました。そのようなことで、市街地についても詳細に積算をしてまいりたいと思います。

○宮嶋 謙副委員長

委員長を交代します。

<委員長交代>

○川村成二委員長

委員長職に戻ります。

そのほか、ご質問等ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

それでは、ご質問等もないようですので、本件を終結いたします。

暫時休憩します。

休 憩 午前 9時53分

再 開 午前 9時54分

○川村成二委員長

会議を再開いたします。

次に、(3) 建設工事に係る最低制限価格設定方法の改正についてを議題といたします。

説明を求めます。

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

本件に関しましては、中央公共工事契約制度運用協議会並びに国交省の見直しに合わせまして、同様の改正を行ったものでございます。

報告は、貝塚検査管財課長から申し上げたいと思います。

○川村成二委員長

検査管財課長 貝塚裕行君。

○検査管財課長（貝塚裕行君）

それでは、建設工事に係る最低制限価格設定方法の改正について、説明をさせていただきます。

資料1番にあります理由の部分でございますが、部長からでもございましたが、中央公共工事契約制度運用協議会、こちらは国の機関、34機関が加入している協議会ですけれども、こちらで平成31年3月に見直しがされておりますことから、今回、本市におきましても改正を行うというものでございます。

概要としましては、こちらの表にありますとおり、計算式は改正はございませんが、範囲という部分で、最低部分が「7.0」から「7.5」に、「9.0」が上限「9.2」に変更されるというものです。

施行については、11月1日以降の公告分からの工事を対象としてございます。

次に、資料といたしまして、新旧の表ですけれども、こちらは改正前の表ですけれども、中ほどに直接工事費から一般管理費までございまして、そちらの合計が出るわけですけれども、その下に最低制限基本価格算出割合というのがございますが、こちらの割合範囲が変更になるというものでございます。

例示として、こちらの予定価格の工事のものを記載してございますけれども、このページの一番下にございますとおり、この変更によりまして、2.2%程度の増加があるということでございます。

ちなみにこちらの範囲でございますけれども、土木工事についてはこれまでの上限0.9、90%ですが、そちらを超える工事というのはほぼありません。それから、特にこの上限については、建築工事等、資材、材料費が占める割合が多いものについては、0.9の上限を使っておりましたので、そういった工事については、今後は0.92になる工事も出てくるかなというふうに思います。

中央工契連の変更のほかに国からも通知等をいただいておりますが、黄色でマーカーをした部分でございますが、この改正に合わせて設定範囲の改定等を適切に見直すというような通知もいただいているところでございます。

説明は、以上でございます。

○川村成二委員長

以上で、説明が終わりました。

ただいまの件につきまして、ご質問等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

ご質問等はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

よろしいですか。

それでは、ご質問等もないようですので、本件を終結いたします。

次に、(4) 施工時期等の平準化の取組みについてを議題といたします。

説明を求めます。

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

それでは、ご説明申し上げます。

本件は、年度当初等の工事発注が少ないような実態を踏まえまして、工事施工に当たる業者等が平準的に仕事を確保して、それぞれの業者の働き方改革に資する、また、品質の確保に資すると、このような目的で推進をされているものでございます。今般、本市につきましても、それに取り組むに当たって、要綱等を整理してまいります。その平準化の取組みについて、ご報告を申し上げるものでございます。

詳細は、貝塚検査管財課長からご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○川村成二委員長

検査管財課長 貝塚裕行君。

○検査管財課長（貝塚裕行君）

それでは、施工時期等の平準化の取組みについて、説明をさせていただきます。

まず、資料1番、現状等の部分の(1)でございますが、こちらに記載されておりますとおり、現状としましては、公共工事の品質の確保、担い手の中長期的な育成と確保、こういったことに関する懸念が高まっているというような状況にあるということでございます。

次に、(2)といたしまして、建設業者の不足によって生じる安全・安心の維持に対する支障、こちらも懸念がされているということがございます。

さらに、(3)ということでございますが、工事の稼働量、こちらが時期によって格差が生じているというような現状がございます。

次に、2番の背景でございますが、公共工事の品質確保に関する法律の改正などによりまして、発注、それから施工時期、こういったことが平準化するように努めるということとされてございます。

次に、(3)の理由といたしましては、国からの通知等を受けまして、平準化の取組みが地域の担い手となる建設業者の経営の効率化及び安定化、それと品質の確保を図る上で重要であるということから、本市において平準化に向けた取組みを行うこととしたところでございます。

次に、平準化に向けました具体的な取組みでございますが、1つ目、5番の取組み概要の部分でございますが、1つ目の取組みといたしましては、債務負担行為の活用ということでございます。この5番、取組み概要の(1)番のイメージの部分でございますが、現年度に支出を要さない、伴わないゼロ債務負担行為を設定することによりまして、年度当初からの施工が可能となるということで、工事の時期の集中を回避するというような取組みを予定してございます。

2つ目としまして、(2)の部分でございますが、柔軟な工期の設定ということで、余裕期間制度を適用するというものでございます。

次の3ページの資料のイメージがございましたが、上の部分の契約後というところは、失礼しました、

下の適用例の部分でございますけれども、3月1日を契約日としますと、翌日の3月2日から4月1日までの間に、落札した業者が任意に工事の始期日を設定できるというような制度でございます。この猶予期間内においては、建築資材や労働者の確保の準備ができるということ、それから、この猶予期間の間は、主任技術者等の配置を要しないということで、円滑な施工を可能とする取り組みでございます。

次に、施行時期でございますが、10月31日から施行をしてございます。

次に、資料としましては、今回整備をしました取扱要領を記載して、資料として提出をしてございます。

説明は、以上でございます。

○川村成二委員長

以上で説明が終わりました。

ただいまの件につきまして、ご質問等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

ご質問等はございませんか。

来栖委員。

○来栖丈治委員

1つだけ、ちょっと聞きなれないというか、ゼロ債務負担行為を設定してとあるんですが、その中身というのは、普通は、後年度に使用するお金というか、そういうものが幾らあるからということで、債務負担行為を起こすということになると思うんですけれども、ゼロ債務負担行為という、そういう概念というか、ちょっと教えていただければと思うんですが。

○川村成二委員長

検査管財課長 貝塚裕行君。

○検査管財課長（貝塚裕行君）

ゼロ債務負担行為、通常の債務負担行為と同じなんですけれども、後年度以降の債務ということで、今回の場合には、例えば令和2年度の工事について、事前に債務負担行為を設定させていただきまして、来年度当初の予算に計上する。当該年度、今回、第4回定例会の補正予算で債務負担行為の設定をさせていただきまして、当該年度の支出は伴わない、支出はしない。次年度以降の支出を伴うというものでございます。

○川村成二委員長

来栖委員。

○来栖丈治委員

そうすると、4月1日以降の工事について、もう債務負担行為を起こして、契約行為をもう予算に通らないけれども、やってしまうということになるわけなんですかね。

○川村成二委員長

検査管財課長 貝塚裕行君。

○検査管財課長（貝塚裕行君）

債務負担行為を設定しまして、翌年度以降の財源というか、債務の履行を承認いただきまして、議決後、債務負担行為設定の可決をいただいた後に契約をしておきまして、次年度以降の、次年度当初、4月1日、今回余裕期間というのも同時に設定するので、翌年度当初から工事ができるというようなことを想定します。その工事の予算については、債務負担行為の承認をいただくということで、契約行為は進めるということで考えております。

○川村成二委員長

暫時休憩します。

休 憩 午前10時06分

再 開 午前10時15分

○川村成二委員長

会議を再開いたします。

そのほかご質問はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

ゼロ債務については、全員協議会でももう少し詳しく説明していただいたほうが、言葉だけではなかなか理解できないので、その辺、説明をよろしくお願いします。

検査管財課長 貝塚裕行君。

○検査管財課長（貝塚裕行君）

はい。

○川村成二委員長

それでは、ご質問等もないようですので、本件を終結いたします。

ここで、部署の交代をお願いします。

暫時休憩します。

休 憩 午前10時16分

再 開 午前10時16分

○川村成二委員長

会議を再開いたします。

次に、(5) かすみがうらウエルネスプラザ及び地域福祉センターやまゆり館の指定管理者公募状況についてを議題といたします。

説明を求めます。

参事 木村俊夫君。

○参事（木村俊夫君）

大変申しわけございません。行財政改革・公共施設等マネジメント推進室の木村です。よろしくお願いいたします。

今回、ウエルネスプラザにおきます指定管理者の公募につきまして、現在の状況をご説明させていただくような内容でございます。

今現在、ウエルネスプラザの改修工事につきましては、順調に工事が進んでおりまして、当初の予定でもある令和2年度6月からのオープンを目指しているところでございます。

今回、議員の皆様方に第3回の定例会の全員協議会の中でもご説明をさせていただいておりましたが、施設の管理運営にかかりまして、かすみがうら市のウエルネスプラザ並びに地域福祉センターやまゆり館の指定管理者の公募の状況、こういったところをご説明させていただきたいと思っております。

詳細な内容につきましては、当推進室の豊崎企画監よりご説明を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○川村成二委員長

企画監 豊崎伴之君。

○企画監（豊崎伴之君）

それでは、ウエルネスプラザ及び地域福祉センターやまゆり館の指定管理者公募状況について、お手元の資料に沿って説明をさせていただきます。

最初に、公募の目的としまして、資料の冒頭に記載してございます。

ウエルネスプラザとやまゆり館につきましては、施設の設置目的に若干の違いはありますが、ウエルネスプラザでは主に健康増進事業、やまゆり館では高齢者の健康維持や子育て支援事業を通じた地域の福祉の向上という目的がございまして、そして、それぞれの施設にトレーニングルームの運営など、共通する機能がございまして。

このためこれら二施設を一括して管理運営することで、それぞれの施設の目的を達成しながら、市民の健康増進や福祉の向上を目指すため、各施設の特徴を生かし、2つの施設が連携し、効果的、効率的な運営をすることで、相乗効果が上がるよう、一括して管理運営できる事業者を募集しているものでございます。

その公募の概要を資料1番にまとめてございます。

公募の実施につきましては、先月、10月25日に市のホームページにおいて告示を行っており、本日を期限として申請を受け付けている状況でございまして、対象施設は、この二施設でございまして、指定管理の期間は5年間を予定しております。

ウエルネスプラザにつきましては、来年度当初の2カ月は施設の管理と開館準備をお願いし、供用開始と事業運営は6月を予定しているところでございます。また、指定管理者の募集・選定の方式としましては、公募型プロポーザル方式ということで、価格だけでなく事業内容の提案を重視して、指定管理者選定委員会においてプレゼンテーション審査を行い、指定管理の候補者と次点となる事業者を選定いたします。この選定委員会は、副市長を委員長としまして、各部長が委員となっております。さらに、外部委員としてお二人、保健センター関係の団体の代表者、財務等の専門家をお願いすることとしております。

指定管理料の上限額としては、(4)の表に示したとおりでございまして、5年間の総額では、二施設合わせて3億7296万円となっております。この設定に当たりまして、やまゆり館につきましては、これまでの維持管理費の実績等を精査し、ウエルネスプラザと一括となることで、効率的になる部分も考慮し設定をいたしました。

また、ウエルネスプラザについては、これまでの維持管理費用の実績がありませんので、類似施設との比較や参考見積もりなどを徴収し設定しております。施設の規模的にも、やまゆり館の約3倍ということになってございます。そして、この公募につきましては、先ほど申し上げたように本日を期限として受け付けております。

これに先立ちまして、11月5日に現地説明会を開催しておりまして、その際は10者の参加をいただいております。最終的な応募件数につきましては、あすの全員協議会におきまして報告をさせていただきます。

次のページに参りまして、2番として、指定管理者をお願いする業務の概要をまとめてございます。

(1)の共通事業の最後の自主事業の実施や(2)、(3)の業務につきましては抽象的な記載となっておりますが、これらの具体的な内容について、応募事業者のノウハウや新たな発想で企画・提案をいただき、実施していただくこととしてございます。中でもウエルネスプラザの利用者送迎等に関

する業務につきましては、利便性がよく効率的な方法を提案いただくこととしておりまして、先ほどの指定管理料上限額とは別枠で対応していく予定としてございます。

そして、3として、今後のスケジュールをまとめてございます。

本日、受け付けを締め切り後、今週22日に選定委員会を開き、プレゼンテーション審査を実施し、その結果を踏まえ、指定管理の候補者と次点者を決定し、候補者と本協定に関する協議を行ってまいります。この協議がまとまりましたら、仮協定を締結いたしまして、第4回定例会に指定管理者の指定に関する議案を提出いたしまして、議決をお願いすることとしてございます。

そして、その議決をいただければ、仮協定が本協定となり、来年度4月に向けて準備、引き継ぎ等を進めていくこととなります。

このようなスケジュールでございますので、議会への提案は、初日の提案は、今のスケジュールでちょっと厳しい状況でございまして、追加提案というようなことで予定をしてございます。

最後に4番、参考事項として、ウエルネスプラザの工事の進捗状況等を記載させていただきました。冒頭、参事からもありましたように、おおむね各工事とも予定どおり進捗しております。ただ、特に仕上げとなる外構工事につきましては、多数の業者が出入りしていることなどもございます。それから、これからの季節の天候等も考慮する必要がありますので、それらの状況を見きわめながら年度内の竣工を目指し進めております。

また、予算面につきましては、当初の設計段階で見込めなかった部分の工事費の増額に加えまして、以前にも説明しておりますように、備品の購入費用等について、第4回定例会に補正予算を提案することとしておりますので、よろしくお願いいたします。

私からの説明は、以上でございます。

○川村成二委員長

以上で、説明が終わりました。

ただいまの件につきまして、ご質問等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

ご質問等はございませんか。よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

それでは、ご質問等もないようですので、本件を終結いたします。

ここで部署の交代をお願いいたします。

暫時休憩します。

休 憩 午前10時24分

再 開 午前10時25分

○川村成二委員長

会議を再開いたします。

次に、(6) かすみがうら市地域公共交通再編実施計画の一部見直しについてを議題といたします。説明を求めます。

市長公室長 辻 和徳君。

○市長公室長（辻 和徳君）

それでは、かすみがうら市地域公共交通再編実施計画の一部見直しにつきまして、ご説明をさせていただきます。

平成 30 年 3 月に策定をいたしましたかすみがうら市地域公共交通再編実施計画でございますけれども、市では、この計画に基づきまして、公共交通ネットワークの再構築を図るため、事業を進めてきたところでもございます。

デマンド型乗合タクシーの廃止時期につきましても、同計画により定められておるところでございますけれども、市では、公共交通が抱える問題や課題のほか、市民の公共交通に対する不安などを解消することを目指しまして、その実現を図るための一つの方策といたしまして、バスやタクシーなどの公共交通と、それを補完する自家用有償旅客運送などの施策を展開することが有効であると考えているところでございます。

このようなことから、自家用有償旅客運送、市でも初めての試みとなりますことから、これから見出されるであろうさまざまな課題や運行形態の構築に向けまして、十分な調整期間を設定すべきものとして、去る 11 月 15 日に開催をいたしました令和元年度第 3 回市地域公共交通会議におきまして、実施計画に定められておりますデマンド型乗合タクシーの廃止時期を令和 2 年 3 月 31 日から令和 3 年 3 月 31 日に変更する方針を提案させていただきまして、同会議におきまして決定をされたものでございます。

なお、今後の予定でございますけれども、令和元年度から令和 2 年度にかけまして、自家用有償旅客運送の開始に向けた準備を進めてまいりまして、令和 3 年 3 月 31 日をもちまして、デマンド型乗合タクシーの廃止、同年 4 月 1 日より、自家用有償旅客運送の開始を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

説明は、以上でございます。

○川村成二委員長

以上で、説明が終わりました。

ただいまの件につきまして、ご質問等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

ご質問等はございませんか。

宮嶋委員。

○宮嶋 謙委員

デマンド型乗合タクシーの廃止の時期が 1 年後ろにずれたということで、その 1 年間を活用して自家用有償旅客運送の準備もするという内容かと思うんですが、議会に上がった請願の要望内容ですとか、議会で議決された附帯決議等の内容は、デマンド型乗合タクシーは存続をさせて制度をいいものに変えていこうと、変えていつていただきたいという内容だったと思うんですね。そういう意味からすると、1 年時期がずれただけで、内容、方針は変わっていないというふうに受け取る内容になっていますが、それでよろしいんでしょうか。

○川村成二委員長

政策経営課長 槌田浩幸君。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

ただいまありましたように、議会からの要望、附帯決議ですね、趣旨採択と附帯決議を受けまして、市長も熟慮いたしまして、公共交通の継続的な、持続可能な交通ネットワークの再構築というのを市長のほうでご判断をされたということでございます。その一つの方策としてお考えいただいた内容として、自家用有償旅客運送というものの導入を図っていくということをお考えいただいた結果となっております。

それを受けまして、市地域公共交通会議で決定をされたわけでございますけれども、デマンド型乗

合タクシーにおきましては、制度改正後の変化を、市民に対しての影響を極力少なくするためにということで、1年間、現制度のまま運行するというようなご判断もされたということでございます。そのように私どもで指示を受けているところでございます。

○川村成二委員長

宮嶋委員。

○宮嶋 謙委員

この自家用有償旅客運送の事例を見ると、大体一般のタクシーの半分ぐらいの料金で利用できるようなことを聞いています。それにしても、デマンド型乗合タクシーを利用されるのとは比べると、大幅な負担増になるわけですね。恐らくは、1年ずれたということで、また同じような、市民からの要望運動等も起きるということが考えられると思うんですね。あえてそれをわかりつつ、デマンド型乗合タクシーの制度改正ではなくて、廃止を貫くというのには大いに問題があるというふうに私は思いますけれども、その辺、この1年間をかけて、新しい方策を同時に検討するのはいいことだと思うんですが、デマンド型乗合タクシーのよりよい制度改正も含めて検討していただいたほうがいいように思いますけれども、いかがでしょうか。

○川村成二委員長

政策経営課長 槌田浩幸君。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

ただいまのNPO法人が主体となる自家用有償旅客運送の料金につきましては、ただいま委員からありましたように、タクシー料金の2分の1を限度とするような形での国土交通省自動車局長通知をいただいているところでございます。それは事実でございますけれども、料金設定の内容につきましては、いろいろタクシーのように距離で定めるものでありますとか、時間で1時間当たり幾らというふうに定める方法とかあるようなので、今、一概にどのような形でということは、まだその業者との事業運用、内容につきましては、協議していかなくてはいけないところでございます。また陸運局へ届け出を出すということは承知しているのですが、その後、許可なのか認可なのか、申しわけございません。今ちょっと私のほうで失念しています。

それと、今後の考え方になろうかと思えますけれども、私どもも公共交通の一つの手段として考えているということで、デマンド型乗合タクシーの運行につきましてもそうであろうとは思いますが、市民にとって、議会で採択いただいた内容も尊重して、公共交通の仕組みといいますか、利用運賃も含めた仕組みづくりを考えているところでございます。その結果として、制度としてデマンド型乗合タクシー、自家用有償旅客運送という、形は変わってしまうかもしれませんが、十分に参酌して、考慮して制度をつくり上げていきたいと考えているところでございます。

それと、デマンド型乗合タクシーのサービスの限界点というのがやはりございまして、今の金額でサービスができてるのは、8000人という人数的なところがございます。3台でしか運行できていないという台数というところもありますので、それよりも多くの運行台数が確保できて、多くの方が利用できるような形をとっていければということで考えているところでございます。

以上でございます。

○川村成二委員長

そのほかございますか。

来栖委員。

○来栖丈治委員

今、デマンド型乗合タクシーは、乗り合って動くということで、現実的にタクシーで動くよりも、一般的には多くの方で乗り合って動くので、油であるとかそういうものも使わないというようなことで、乗り合う機能というのは非常に大事じゃないかなと私は考えています。今回、宮嶋委員が言ったことと同様ですけれども、霞ヶ浦地区なんかは、集まる場所、例えば農協の直売所なんかというと、もうデマンド型乗合タクシーが何とかなくならないようにしてもらわないと、ここにも買い物に来られないよとか、そういうような話が至るところ、人が集まればそういう話になっているので、今よりも利便性が高められるような、そういうことを念頭に置いて考えてくれているのだと思うんです。しかし、それを不安に思っている市民が多いわけなんです。ですから、私はこのNPOで自家用有償旅客運送をやるということが安定的なサービス向上にはなかなかつながりにくいんじゃないかなという不安を持っているものですから。公共がやっぱり手を出していかないと、なかなか安定していかない。1年、2年やれば、人がかわることによって、運行者側の事情によってなくなることも懸念されるというようなこともあるので、そういうことを懸念しております。

市地域公共交通会議なんかでどのような意見があったのか、お聞かせいただければなというふうに思います。

○川村成二委員長

政策経営課長 槌田浩幸君。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

まず、最初の利用料金のお話がありました。すみません、乗り合いですね、乗り合い時のお話がありました。現在デマンド型乗合タクシーは1.4人という数値で、公表している数値のとおりでございまして、1.4人ですので、簡単にいいますと1人か2人ですね。1便当たり1人か2人ということで推移しているような内容でございます。デマンド型乗合タクシーにつきましては、1人当たりの料金体系という形になりますので、何人乗られてもその定めた金額になってきます。例えば、基本料金、本市は400円でやっていますけれども、お二人乗れば800円という形になろうかと思います。3人であれば1200円です。

自家用有償旅客運送につきましては、タクシーと同じように距離でいくらになるとか、時間になりますとか、そのような利用料金になりますので、乗った方の数で割るというような形になります。デマンド型乗合タクシーについては乗り合いというのは、見知らぬ方々が乗るということですので、お集まりいただいて何人かで利用するというのも自家用有償旅客運送では活用が可能になりますので、そういった形で1人当たりの利用料金を下げることが考えられます。

それと、乗り合いにつきましても、これからの運行の調整になりますけれども、同じようなデマンド型乗合タクシーのような形になれるかどうか、それができるかどうかということを、今後調整を図ってまいりたいと考えております。

あと、市地域公共交通会議でのご意見でございますけれども、NPO法人としての説明をさせていただきました。そのNPO法人というのは、来栖委員おっしゃられましたように、持続可能性があるかどうかというご意見、ご心配をいただいているところでございます。そちらにつきましては、制度的なところでの自立というものが一番最初になってくるのかなと思います。導入に当たっての経費というのが、やはり一番、事業を始める上では大変なところであると認識をしておりますので、そういったところへの助成、あるいは、その後の制度的なところでご協力することができればというふうなことを考えているということを説明させていただいてございます。

あと、利用者のご意見を調査して聞いていくような形をとっていただきたいということを要望で受けてございます。

また、交通空白地の設定をして自家用有償旅客運送を導入していくわけでございますけれども、交通空白地の設定のエリアはどの辺、どのような形をとるのかということでご質問がございまして、交通空白地の選定につきましては、かすみがうら市全体を交通空白地の設定をしたいという旨の説明をさせていただいてございます。

また、そうなりますと、既存タクシーとの調整を図らなければならないことになるということで、ご意見をお伺いしているところでございます。既存タクシー、当市には2社、美並タクシーと千代田タクシーとございますので、そちらの事業者との調整を図ってまいりたいと考えているところでございます。

それと、会議内におきまして、国の国交省の担当の方も来ておりますので、支局とも十分話し合っ
て協議を進めていただきたいという旨のこともいただいているところでございます。

ご質問等につきましては、以上のところでございます。

○川村成二委員長

そのほかございますか。

櫻井委員。

○櫻井健一委員

自家用有償旅客運送を請け負うNPO法人が採算がとれなくて、もうお手上げでやめてしまうみたいなことが容易にできるような形になっているのでしょうか。

○川村成二委員長

政策経営課長 槌田浩幸君。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

NPO法人との協議につきましては今から始まることでございますので、先ほど申し上げましたように、今現在考えられるものにつきましては、導入経費の軽減を図っていかねばならないのではないかとということで、内部では協議をしているところでございます。NPO法人の財政の健全化というのがご心配ということになるのかと思いますけれども、その助成内容につきましても、今後、今まだ始まってはいないところでございますので、1年間をかけまして、どういった助成が、財政的な援助が可能なのかどうかということも考えていきたいと考えております。

なるべく始まったものにつきましては、継続をしていただきたいと考えているところでございますので、制度につきましても、運行の形態につきましても、調整をさせていただきながら、運行していただくような形をとらせていただきたいと思います。

それと、自由に引くことができるかというご質問も含まれていたかと思うんですが、あくまでもNPO法人とはいえ、企業、会社と同じような形での意思決定の形でございますから、そうなった場合には、事業から撤退ということもあり得るのかなと考えるところでございます。

ただ、公共交通の一つの手段として考えておりますので、なるべくそのようなことがないように私どもも協議を進めていきたいと考えております。

○川村成二委員長

そのほかございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

それでは、ここで議事進行を副委員長に交代させていただきます。

<委員長交代>

○宮嶋 謙副委員長

川村委員。

○川村成二委員

今回、デマンド型乗合タクシーの存続を1年延期したわけですが、このことによりまして、新設されました千代田神立ラインのバス路線、このバス路線に対しての影響等は何か考えられますか。

○宮嶋 謙副委員長

政策経営課長 槌田浩幸君。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

千代田神立ライン、10月から始まりまして、現在運行しているところでございますけれども、デマンド型乗合タクシー等の運行と神立ラインの影響というものは、今現時点で確認はとれてはおりませんが、今後見守っていききたいとは考えております。

○宮嶋 謙副委員長

川村委員。

○川村成二委員

千代田神立ラインのバス路線の継続そのものが問題があるかないかということで質問させていただきました。それが問題なければ問題ないということで結構ですので、お伺いします。

○宮嶋 謙副委員長

政策経営課長 槌田浩幸君。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

千代田神立ラインの運行継続につきましては、問題はないことでございます。

○宮嶋 謙副委員長

委員長を交代します。

<委員長交代>

○川村成二委員長

ここで議事進行に戻ります。

そのほかございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

それでは、ご意見等もないようですので、本件を終結いたします。

ここで執行部の皆様には、退席をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時45分

再 開 午前10時45分

○川村成二委員長

会議を再開いたします。

以上で本日の日程事項は全て終了いたしました。そのほか委員の皆様から何かございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

それでは、ここでお諮りいたします。

委員会会議録作成の件ですが、委員長に一任いただきたいと存じますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

ご異議なしと認め、さよう決しました。

以上で、本日の総務委員会を散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午前10時46分

かすみがうら市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

総務委員会委員長 川 村 成 二